屋外広告物等表示,設置事前協議書

年 月 日

熊本市長

印

熊本市屋外広告物条例第10条(第1項第2号·第2項第9号)ただし書の規定により、 次のとおり協議します。

広告物の種類及び 数量、面積等		
表示内容		
表示(設置)場所		
表示(設置)期間	年 月 日から 年	₣ 月 日まで
目的		受 付 印
禁止地域又は禁止		
物件に設置する理由		
協議事項	 道路上又は交通に支障があるときは、道路管理者及び警察に事前に協議をしておくこと。 広告物の管理については、責任を持って行うこと。また、表示期間が終了したら速やかに撤去すること。 その他 	
		協議済印
	3. ての地	